

兵庫医科大学卒業生の生涯教育に係る特別聴講要領

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫医科大学（以下「本学」という。）の卒業生が生涯教育の一環として、本学内で開講する授業科目を聴講する場合に必要な事項について定める。

(特別聴講生)

第2条 卒業生は、聴講を希望する授業科目について、事前に「特別聴講願」により聴講の申込みをすることで、「特別聴講生」として希望する授業科目を聴講できるものとする。

② 特別聴講生に係る検定料、入学金及び授業料は、免除する。

(特別聴講願)

第3条 聴講を希望する卒業生は、「特別聴講願」に聴講希望科目名、科目責任者名及び聴講希望日を記入し、科目責任者の許可を得た後、所管部署に願い出るものとする。

② 「特別聴講願」は、本学ホームページの卒業生向けの所定ページから入手することができる。

(聴講可能な授業科目)

第4条 聴講可能な授業科目は、科目責任者が聴講を許可した授業科目に限るものとする。

(資格の取消し)

第5条 特別聴講生としての本分に反する行為をした場合は、特別聴講生の資格を取り消すことができる。

(諸規則の準用)

第6条 特別聴講生に関する必要な事項は、この要領に定めるもののほか、本学学生に関する諸規則等を準用する。

(事務)

第7条 この要領に関する事務は、大学事務部において行う。

(改廃)

第8条 この要領の改廃は、大学運営会議の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この要領は、2022年4月1日から施行する。